



新型コロナウイルス感染症になったら、療養報告書提出を！

これまで、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、学校へ提出する書類はありませんでしたが、5類移行後の対応として、新たに「療養報告書」の提出が必要となりました。（裏面参照）

《療養報告書とは》

医師が記入する治癒証明書の代わりに、「診断日」「発症日」「症状軽快日」「登校再開日」について保護者が記入し、学校へ提出するものです。

《新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準》

発症した後5日を経過し、かつ、**症状軽快した後1日**を経過するまで。

①受診・診断時に医師に確認

- ・「**発症日**※1」「**登校再開予定日**」を**医師に確認**する（発症日を0日目と数える）

※1 発症日とは、発熱・咳・咽頭痛・鼻水などの症状が出始めた日。

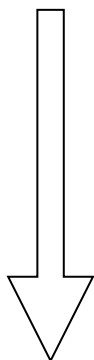
※1 無症状の場合は「発症日」欄に「検体採取日」を記入する。

※かかりつけ医に電話で相談をしてから受診をしてください。



②学校へ連絡

- ・新型コロナウイルス感染症と診断されたこと、「発症日」「登校可能予定日」を連絡する
- ・「新型コロナウイルス感染症療養報告書」を受け取る（甘楽中ホームページからダウンロードも可）



③出席停止期間（自宅療養中）に確認

- ・定期的に体温をはかり「**解熱日**」「**症状軽快日**※2」を確認する
- ・出席停止の基準※3を満たし、登校可能になったら保護者が記入した「療養報告書」をもって登校する（治ったことを証明してもらうために、医療機関へ行く必要はありません。）



※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

※3 出席停止期間の基準とは「発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで」。

★ 現在、インフルエンザも保護者が記入する「療養報告書」での対応となっています。どちらの「療養報告書」も甘楽中学校ホームページでダウンロードできます。